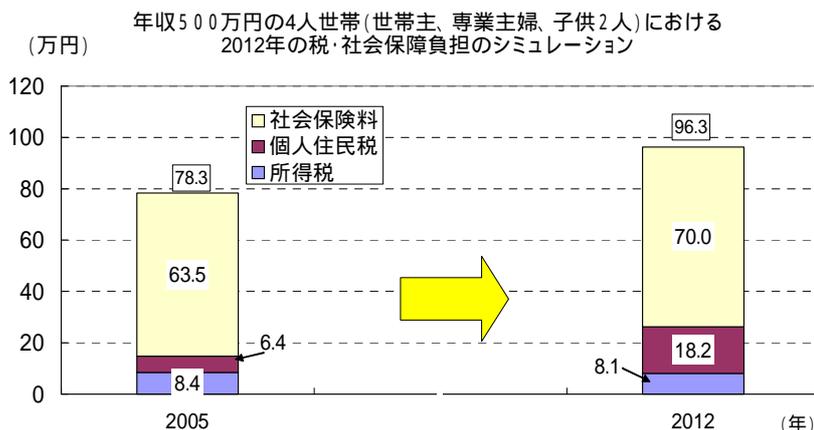


Weekly エコノミスト・レター

ニッセイ基礎研究所 経済調査部門

家計負担の将来像

- ・6月21日に、政府税制調査会より公表された「個人所得課税に関する論点整理」(以降「論点整理」)では、個人所得税全般について、抜本の見直しを進めていくことが示された。財政再建に向けて、家計にとっては、負担増を伴う税・社会保障の各制度改正が、頻繁に実施される時代が到来することになる。
- ・しかし、多くの世帯にとっては、自らの将来的な税・社会保障負担の規模を想定することは、決して容易なことではない。このなかで、諸控除の廃止や、消費税の引き上げなどの話題が先行的に伝わることは、個々の家計における将来の負担増に対する不安感を、過度に増大させてしまうことになる可能性も否定できないだろう。
- ・このため、今後、本格化する税・社会保障制度改正に際しては、政府には世帯ベースの負担規模の将来像についても、ある程度の姿を示していくことが求められるのではないだろうか。さらには、負担水準のみならず、税・社会保障負担が増加する結果、財政赤字の改善はもちろん、社会保障の給付水準などにも、どのような影響が生じるのかについても言及することで、国民の制度改正に対する理解を得ていくことも必要となつてこよう。



注:すでに実施が決定されている税制、社会保障制度改正に加えて、2012年までに税源移譲に伴う税率変更や、一定の所得控除の廃止等が実施されたと仮定した場合の家計負担額を試算。住民税は当年度分。前提条件の詳細については本文参照。

研究員 篠原 哲(しのはら さとし) (03)3512-1838 shino@nli-research.co.jp

ニッセイ基礎研究所 〒100-0006 東京都千代田区九段北4-1-7 3F (03)3512-1884

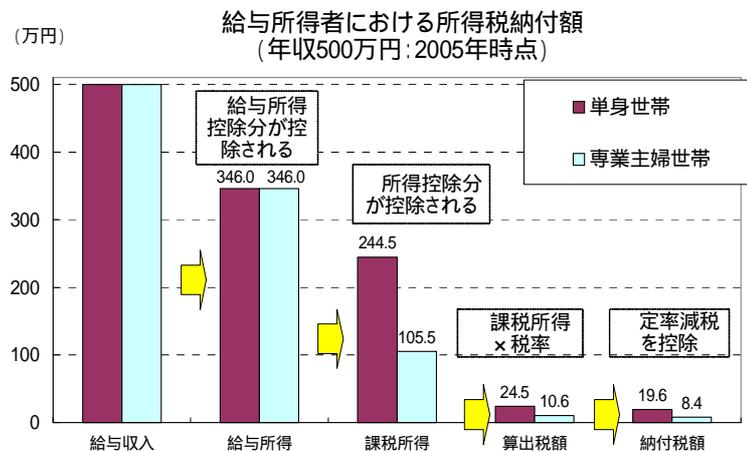
ホームページアドレス: <http://www.nli-research.co.jp/>

< 家計負担の将来像 >

「論点整理」の波紋

6月21日に、政府税制調査会より「個人所得課税に関する論点整理」(以降「論点整理」)が公表された。今回の「論点整理」では、2007年における定率減税の廃止や、所得税から個人住民税への税源移譲の必要性などが提示されるなど、個人所得税全般について、抜本の見直しを進めていくことが示されている。特に、サラリーマンの経費として収入から一定額を控除する給与所得控除を始め、配偶者控除や扶養控除などの諸控除の縮小・廃止などが提言されたことは、給与所得者を主な対象に将来の増税の可能性を示す、いわゆる「サラリーマン増税」として、大きな話題となった。

現在の所得税は、年間の収入(給与収入)から、給与所得控除、所得控除(基礎控除(38万円)、配偶者控除(38万円)、扶養控除(一人当たり38万円)、社会保険料控除(社会保険料負担額)など)を控除した後の課税所得に、税率を乗じて年間の所得税額(算出税額)が決定される仕組みとなっている。さらには、2005年時点では定率減税が存在するため、実際に納付する所得税額(納付税額)は、このように計算された算出税額から定率減税による減税分が控除された額となる。

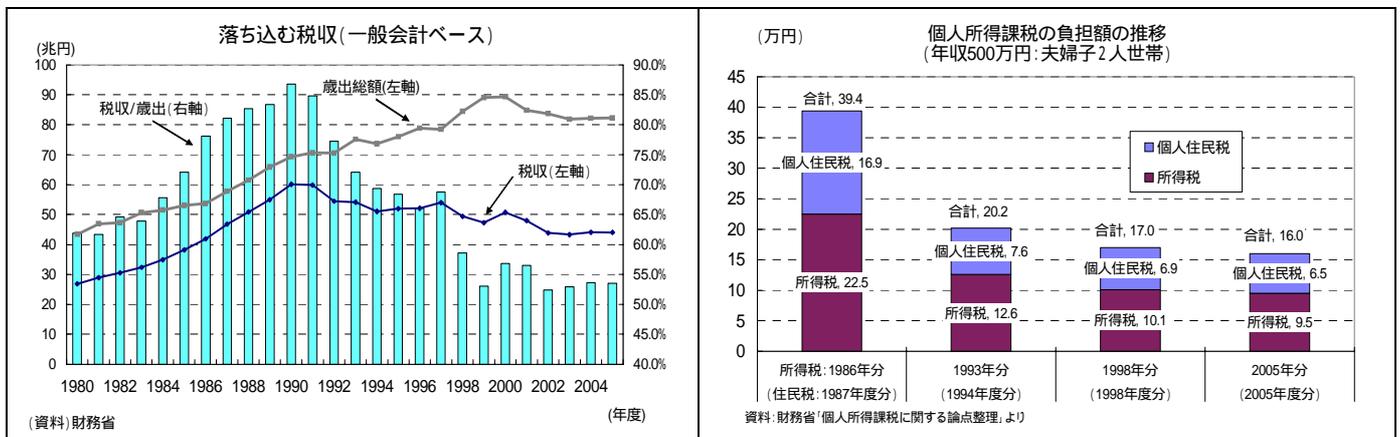


(注)筆者試算。なお対象とした世帯の諸条件は本稿末に記載。社会保険料控除額は2005年における負担額。専業主婦世帯とは、有業の世帯主+専業主婦+子供2人の4人世帯である。

ただし、それぞれ世帯構成や配偶者の収入等により、受けることができる所得控除の種類が変わるため、世帯構成等によって、年間に負担する所得税額には差異が生じる。実際に、年収500万円の単身世帯と、有業の世帯主に専業主婦と子供が2人いる標準的な4人世帯(以降、本稿では専業主婦世帯と呼ぶ。世帯構成の詳細な諸条件は本稿末に記載)を例にとって、年間の所得税納付額を比較してみると、単身世帯では年間で19.6万円(2005年ベース)の所得税を納付することになるのに対して、専業主婦世帯における納付額は8.4万円(同)と、半分以下に留まる。これは専業主婦世帯は、単身世帯では受けることができない配偶者控除や扶養控除を受けること

ができるためであり、現状では単身世帯よりも、相対的に税負担が軽減されていることが確認できる。

今回の「論点整理」で示された、諸控除の縮小・廃止などの制度改正が実現すれば、現在、これらの控除を受けている給与所得者世帯にとっては増税となる。このため、「サラリーマン増税」の名称に代表されるように、これらの改正については、慎重な意見があることも事実である。しかしながら、政府税制調査会の石会長は、「論点整理」で示した内容については、「数年かけて段階的に実現していくもの」という趣旨のコメントをしているように、将来的には、これらの制度改正が、全てではないにしろ実現される可能性は高いものと見るべきであろう。



「論点整理」では、諸控除の見直しが検討される理由として、まずは共働き世帯の増加などに代表されるように働き方の多様化などが進むなかであって、世帯構成等による課税の不公平性を解消することが挙げられている。併せて、少子高齢化の進展により、所得税の担い手である現役世代も長期的に減少していく可能性が高いことから、諸控除の縮小を通じた課税ベースの拡大により、税収の増加(財源調達機能の回復)を図ることも目的とされている。我が国の財政は、先進国でも最悪の水準に達しているが、ここまで赤字が拡大した原因のひとつには経済の低迷を背景とした税収の落ち込みが挙げられる。このなかで、財政再建を実現していくためには、歳出の削減とともに、今後は大規模な増税の実施も避けられなくなってくると考えられる。

本格化する家計の負担増を伴う制度改正

実際に、家計に対して予定または検討されている増税は、今回の「論点整理」に示されたような、所得税の諸控除の見直しだけではない。そもそも、給与所得控除等の諸控除は、家計が負担するもうひとつの直接税である個人住民税でも存在するため、これらの控除の見直しは、住民税でも増税が実施されることを意味するものだ。また、2006年1月から定率減税の半減が実施されるように、すでに今後2~3年においては、いくつかの所得税・住民税の増税の実施も決定されている。

さらには、最近では消費税率の引き上げも視野に入ってきた。消費税については、昨年末に公表された「平成 17 年度与党税制改正大綱」でも、「平成 19 年度を目処に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する」ことが明記されており、早ければ小泉総理の任期（2006 年 9 月）終了後の 2007、08 年頃に消費税の引き上げが実施される可能性も高まっている。

今後想定される主な税制改正

実施時期	項目
2006年	定率減税の半減(所得税・住民税)
2007年	定率減税の全廃(所得税・住民税) 所得税・住民税の税率調整 消費税の引き上げ?
時期未定	給与所得控除の見直し 退職金課税の強化 配偶者控除の見直し 住民税均等割りの引き上げ 等

今後想定される主な社会保障制度改正

実施時期	項目
2004年～2017年	年金保険料率の引き上げ
法改正は2005年	介護保険制度改正
法改正は2006年	医療保険制度改正

資料:財務省「個人所得課税に関する論点整理」等から筆者作成

家計の負担増という観点からは、今後は社会保障制度でも、負担増をともなう制度改正が実施されることは重要である。家計は税以外にも、年金や医療保険などの社会保険料も負担しているが、前回の年金改革では厚生年金保険料が 2017 年まで、毎年引き上げられることが決定した。さらに、医療や介護保険などでも、負担増をともなう制度改正が実施される予定である。家計にとっては、負担増を伴う税・社会保障の各制度改正が、頻繁に実施される時代が到来することになる。

見えない将来的な世帯負担の全体像 ～2012 年の給与所得世帯の負担額の試算 (2012 年における世帯の税・社会保険料負担額の試算)

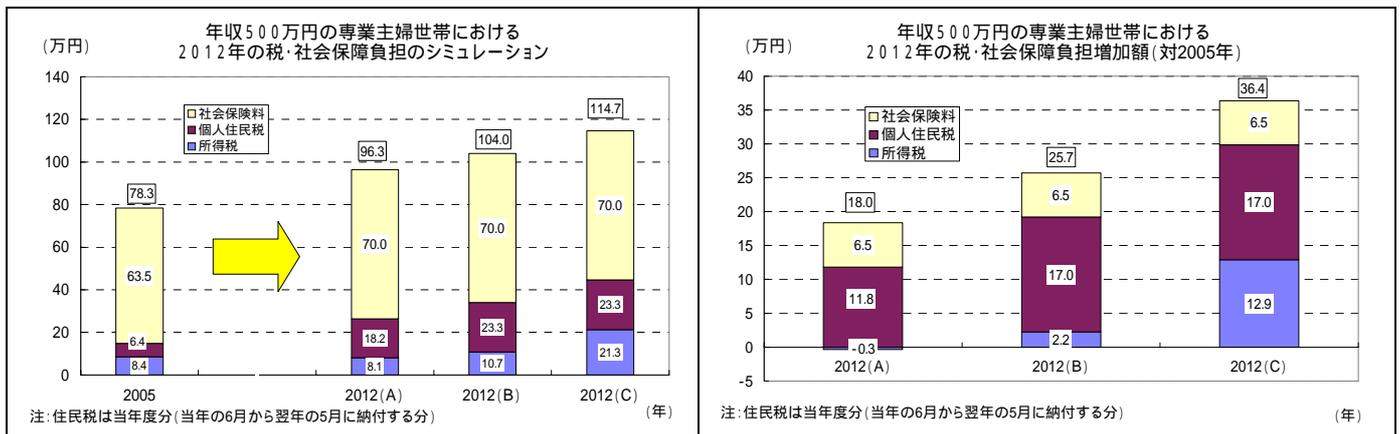
では、これらの負担を担う世帯あたりの影響額は、どのような規模となるのだろうか? 複数の制度改正が同時期に実施される状況では、個々の世帯にとって、将来における自らの負担規模の全体像を把握することは、決して容易なことではない。そして、将来の負担規模が不透明なことは、家計の制度改正や、負担増に対する不安感を過度に増大させてしまうことに繋がる可能性もあろう。

そこで以下では、既にも実施されることが決定している税・社会保障制度改正に加えて、仮に今回の「論点整理」で示された制度改正の一部が実施されたことを想定し、この場合の家計(給与所得世帯)の所得税・住民税・社会保険料の負担額のシミュレーションを実施することで、将来における世帯あたりの税・社会保障負担規模を把握することを試みる。

試算の前提

	所得税	個人住民税	社会保険料
パターン(A)	<ul style="list-style-type: none"> ・定率減税の全廃 ・配偶者控除の廃止 ・特定扶養控除の廃止 ・所得税の税率変更 (この所得階層では10% 5%に変更) ・住民税の税率変更 (この所得階層では5% 10%に変更) 		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険料率の引き上げ (毎年0.354%づつ)
パターン(B)	上記パターン(A)に加えて、所得税・個人住民税の給与所得控除の規模を、機械的に現行の2/3に縮減		
パターン(C)	上記パターン(B)に、所得税の税率の軽減が実施されなかった場合(所得税の税率は、この所得階層では10%のまま)		

具体的には、「論点整理」で示された制度改革は、今後数年間で段階的に実施される見解が示されているため、本稿では、仮に2012年(政府が掲げるプライマリーバランス均衡の達成時期でもある)までにこれらの制度改革の一部が実施されるものとし、先と同じ年収500万円の専業主婦世帯(有業の世帯主に専業主婦と子供が2人いる標準的な4人世帯: 詳細な条件は本稿末)の、2012年における所得税・住民税・社会保険料負担額を試算する。ただし、先にも述べたように「論点整理」で示された改正については、今後、実施に向けての具体的な議論が始まるため、現時点では、どこまでの改正が実施されるかは不透明な部分が多い。このため、上の表にあるように3通りのパターンを想定し、それぞれの場合における2012年の負担額を算出する。



試算結果は、上の図に示している。まずパターン(A)の前提条件については、「論点整理」の内容を見る限り、ここで想定した改正が実施される可能性は高いと考えられるが、この場合、2012年における対象世帯の年間負担額は2005年の78.3万円から96.3万円まで、18.0万円程増加することとなる。

次のパターン(B)は、上記の(A)から、さらに給与所得控除が現行の3分の2の規模に縮

小された場合を想定したものであるが、この時、この世帯では2012年で104.0万円と、2005年に比べて25.7万円ほどの負担増となる。最後のパターン（C）は、パターン（B）において、所得税の税率が5%に軽減されなかった場合であり、このときは所得税額が先の（A）（B）の場合に比べ大幅に増加することになるため、2012年の負担額は114.7万円まで増加（2005年比：36.4万円）することになる。

以上の試算のように、2012年における世帯の税・保険料負担は、2005年時点に比べて18万円～36万円ほど増加する可能性がある。給与所得控除や所得控除が縮小するため、この世帯条件では、所得税と住民税を併せた税負担は増加することになるが、加えて、社会保険料負担が2005年に比べて7万円ほど増加することも見逃せない。これは2017年にかけて、毎年、厚生年金保険料率の引き上げられるためであるが、これによる負担増も決して小さなものではないと考えられる。最近「論点整理」による、給与所得者への増税に関心が集まっているが、世帯への影響という観点からは、税だけではなく社会保険料も一体と捉えた負担規模を把握することが重要であることが示唆されよう。

なお、ここでの試算結果は、あくまで一定の前提の下で機械的な計算を行ったものであり、将来的に実現の可能性がある、家計負担像のひとつを示したものに過ぎない。また、試算の対象とした専業主婦世帯では、単身世帯に比べ相対的に負担増加額が大きなものとなっている点についても留意する必要がある。

ただし、今後数年で、世帯あたりの負担が相当規模増加していく可能性については、非常に高いものと考えて良いだろう。さらには、ここでの試算で対象とした所得税・住民税・社会保険料以外に、今後は消費税率の引き上げや、医療費の自己負担額の見直しなども検討されているため、これらも加えた世帯の負担規模は、さらに膨らむ可能性があることにも注意すべきである。

（求められる将来的な世帯負担の全体像の提示）

9月以降、今回の「論点整理」の内容も含め、所得税の抜本的な見直しに向けた議論が本格化することとなる。また、医療や介護など、社会保障制度改革に関する議論についても、更なる進展が見込まれよう。先にも述べたように、財政を再建するためには、ゆくゆくは、このような負担増を伴う制度改革の実施を避けることはできないと考えられる。しかし、増税や保険料の引き上げは、一般的には、家計の可処分所得を減少させ、消費や景気動向にはマイナスの影響を及ぼす。このため、これらの制度改革の実施に際しては、それが景気や消費を大幅に悪化させることのないように、慎重に実施時期や規模を見計らっていくとともに、制度改革に対する国民の理解を得ていくための説明も、従来に増して不可欠となってくると言える。

複数の税・社会保障制度改革が頻繁に実施されていく状況下において、多くの世帯にとっては、自らの将来的な税・社会保障負担の規模を想定することは、決して容易なことではない。このなかで、諸控除の廃止や、消費税の引き上げなどの話題が先行的に伝わることは、個々の家計における将来の負担増に対する不安感を、過度に増大させてしまうことになる可能性も否定できない

だろう。そして、これらの過度の不安は、現在の消費に悪影響を及ぼすとともに、財政再建に向けた議論や検討の進展をも妨げてしまう恐れもある。

このため、今後、本格化する税・社会保障制度改正に際しては、政府には世帯ベースの負担規模の将来像についても、ある程度の姿を示していくことが求められるのではないだろうか。さらには、負担水準のみならず、税・社会保障負担が増加する結果、財政赤字の改善はもちろん、社会保障の給付水準などにも、どのような影響が生じるかについても言及することで、国民の制度改正に対する理解を得ていくことも必要となってくるだろう。

対象とする世帯の前提条件	
(世帯条件: 2005年、2012年共通)	
世帯主年齢	41歳(東京都在住)
収入	年間の収入は給与収入のみ、ボーナスは1.5ヶ月分を7月と12月に支給
家族構成	妻(無給)、子供2人(うち1名は特定扶養控除の対象) なお、単身世帯の場合は、家族構成は世帯主のみとする。
(公的負担: 2005年時点)	
社会保険料	所得税・個人住民税
政府管掌保険 介護保険第2号 厚生年金 雇用保険	かかる所得控除等 配偶者控除 基礎控除 社会保険料控除 扶養者控除 特定扶養者控除 定率減税 住民税均等割り: 4000円
(社会保険料率の水準: 労使合計)	
厚生年金	2005年: 13.934% (10月以降14.288%)
政府管掌健康保険	2005年: 8.2%
介護保険第2号	2005年: 1.11% (4月以降1.25%)
雇用保険(被保険者分)	2005年: 0.7% (4月以降0.8%)
	2012年: 16.412% (10月以降16.766%)
	2012年: 8.2%
	2012年: 1.25%
	2012年: 0.8%
保険料については翌月徴収としている。	

(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。

(Copyright ニッセイ基礎研究所 禁転載)